

令和8年（フ）第396号

兵庫県西宮市津門呉羽町2番45号

破産者 株式会社イズフード

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和8年（フ）第153号

徳島県徳島市大原町池ノ内21番地の13

破産者 吉岡組株式会社

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

徳島地方裁判所民事部

令和8年（フ）第173号

香川県高松市屋島西町2473番地1

破産者 ロンちゃんファミリー合同会社

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和8年（フ）第493号

千葉県鎌ヶ谷市東鎌ヶ谷2丁目19番17号

破産者 横田 清香（旧姓境屋）

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第654号

千葉県柏市つくしが丘2丁目8番3号 ベル
ピア新柏第1－103号

破産者 横内ちひろ（旧姓澤、中橋）

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第494号

北九州市若松区浜町二丁目18番3号、前本店
所在地東京都青梅市柚木町一丁目154番地の
4－205

破産者 株式会社T－B r i d g e

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第495号

埼玉県幸手市下吉羽1394－1

破産者 株式会社光触媒OEM工業

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第547号

北海道空知郡南幌町東町2丁目1番5号

破産者 株式会社ROYALSPACE

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第45号

北海道小樽市手宮三丁目10番3号

破産者 株式会社佐孝重建工業

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

札幌地方裁判所小樽支部

令和7年（フ）第116号

長野県千曲市大字森648番地4

破産者 有限会社エム企画

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

長野地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第16号

静岡県賀茂郡東伊豆町片瀬575番地の7

破産者 加藤建設株式会社

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

静岡地方裁判所下田支部

令和7年（フ）第3020号

名古屋市中村区名駅南1丁目16番21号

破産者 株式会社エフ・ジャパン

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第3021号

名古屋市中村区名駅4丁目26番23号

破産者 株式会社プライド・Y

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第3022号

名古屋市中村区名駅南1丁目16番21号

破産者 株式会社ピュアブルーム

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第3643号

大阪市東淀川区豊里6丁目9番13号

破産者 株式会社繁栄工業

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第723号

大阪府高槻市富田町5丁目25番15号

破産者 株式会社ニューオオミヤ

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第1407号

大阪市福島区野田2丁目3番8号

破産者 大神食品株式会社

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第3198号

大阪市大正区千島3丁目17番15号

破産者 株式会社FORMERAN

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第317号

兵庫県姫路市西庄甲328番地3

破産者 株式会社タイヨーエステート

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（フ）第328号

兵庫県姫路市片田町9番1

破産者 株式会社サンエー開発

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（フ）第164号

岡山県倉敷市北畝一丁目20番5号、商業登記
簿上の本店所在地岡山県倉敷市連島町鶴新田
247－9－211

破産者 株式会社テクノウェルド

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和8年（フ）第386号

東京都昭島市大神町1丁目2番3－203号

破産者 新居 孝夫

- 1 決定年月日 令和8年10月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部